

審査結果連絡に係る査定理由の記載について

本会の審査結果について、査定理由の詳細化を図るため、以下のとおり実施することといたします。

1. 審査結果については、現行、増減点事由記号（A～K）のみをお知らせしていましたが、記号に加え具体的な理由を記載いたします。
（「告示・通知の算定要件に合致していないと認められるもの」から順次実施いたします。）
2. 開始時期：令和4年11月審査分から
3. 関係帳票
 - ・ 増減点・返戻通知書
 - ・ 増減点連絡書（オンライン請求の保険医療機関のみ対象）

【保険医療機関（医科）帳票例】

増減点連絡書はオンライン請求の保険医療機関のみが対象となります

医療機関コード： _____

月 分 増 減 点 連 絡 書

へー ジ

1

医療機関名 : 医療法人 病院 御中

大阪府国民健康保険団体連合会

診療 年月	受 付 番 号 レセプト番号	保険者番号等	区分	給付 区分	氏 名 カルテ番号	箇所	法別	増減点数（金額）	事由	負担	請 求 内 容	負担	補 正 ・ 査 定 後 内 容
			高外一		医科サンプル TEST-01	1 3	0 0	-100	D	1	皮膚科特定疾患指導管理料（2）	1 0 0 × 1	審査結果の理由等：『皮膚科特定疾患指導管理料は、別に厚生労働大臣が定める疾患に罹患している患者に対して行った場合に限り算定となりますのでご注意ください。』
					合計	-- 0 0	----- 0 0	----- -100	----- -	-	----- 3 9 8	----- -	
<補正・査定後内容欄> ・ 査定の具体的な理由を印字します。 （「告示・通知の算定要件に合致していないと認められるもの」から段階的に実施します。） ・ 同帳票をCSVでダウンロードした場合もデータの「補正・査定後内容欄」に理由を設定し													
備考													

記号	凡例	箇
1 1 (増)	初診	
1 2	再診	
1 3	医学管理	
1 4	在宅	
2 1	内服	
2 2	屯服	
2 3	外用	
2 4	調剤	
2 5	処方	
2 6	麻毒	
2 7	調基	
2 8	投薬その他	

90	入院基本料	
92	特定入院料・その他	
97	食事・生活療養	
	標準負担額	
合計	(療養の給付 合計)	
食事	(食事療養 合計)	
集計	(集計誤り)	

(増 減 点 事 由)

1. 診療内容に関するもの

A. 療養担当規則等に照
ならないもの

B. 療養担当規則等に照
重複となるもの

C. 療養担当規則等に照
診療上適当でないもの

D. 告示・通知の算定要
もの

J*. 縦覧点検によるもの

Y*. 横覧点検によるもの

T*. 突合点検によるもの

2. 事務上に関するもの

F. 固定点数が誤っているもの

G. 請求点数の集計が誤っているもの

H. 縦計計算が誤っているもの

K. その他

(補正・査定後内容)

- 突合点検
 - 調剤を実施した薬局に係る調剤レセプトとの照合
- 点検により補正・査定された内容
- 縦覧点検
 - 複数月にわたるレセプトの通覧点検により補正・
 - 査定された内容
- 横覧点検
 - 入院と入院外レセプトの通覧点検により補正・
 - 査定された内容

診療報酬明細書を審査した結果、下記のとおり請求点数増減返戻がありましたのでお知らせします。

1/ 1 頁

病院 殿

・査定の具体的な理由を印字します。※電子請求されたものに限る
(「告示・通知の算定要件に合致していないと認められるもの」から段階的に実施します。)